

ベトナムみなし輸出入取引制度の廃止案

May 2024

In brief

2023年5月29日、ベトナム税関総局(Vietnam General Department of Customs: 以下、GDC)は、みなし輸出入取引制度の廃止を提案するオフィシャルレター2587/TCHQ-GSQL号を発行しました。これにより、ベトナム企業から別のベトナム企業への商品の販売で、ベトナムに拠点を持たない外国企業が商流上介在する三者間取引では、今後、ベトナムにおける輸出手続きを加え、付加価値税(Value Added Tax: 以下、VAT)の取り扱いなどに影響が生じる可能性があります。該当する三者間取引を行っている日本企業は、事前に影響を分析し、必要に応じて持続可能な商流やサプライチェーンの見直しを行うことが推奨されます。

In detail

1. ベトナムにおけるみなし輸出入取引とは

政令08/2015/ND-CP号第35条において、みなし輸出入取引は以下のように定義されています。主に、定義(a)及び(c)におけるみなし輸出入取引が、日本企業を含む外国企業が商流に関与する三者間取引になります。

- (a) 外国貿易業者との委託製造契約に基づいてベトナムで生産され、ベトナムの企業または個人に販売される商品
- (b) ベトナム国内企業と輸出加工企業(Export Processing Enterprise: 以下、EPE)、またはベトナム国内企業と非関税エリア(non-tariff zone)の企業との間の売買取引
- (c) ベトナム企業と、ベトナムに拠点のない外国貿易業者または個人との間の売買取引で、商品がベトナムにある他の企業に直接引き渡される、または受け取られるよう指示された取引

ベトナム政府は、上記(a)または(c)のようなベトナムに拠点のない外国企業が商流に関与する三者間取引において、商品を物理的に国外に持ち出すことなく輸出手続きをを行うことができる、みなし輸出入通関制度を設けています。

2. みなし輸出入取引にかかるベトナム税関総局の提案とその背景

上記政令08/2015/ND-CP号第35条(c)に該当する取引に関し、外国貿易管理法(Foreign Trade Management Act No. 05/2017/QH14)第3条第5項において、ベトナムに拠点のない外国貿易業者とは、「投資・商業・企業法に規定された形式で、ベトナムにおいて投資や事業活動を行わず、商業・企業法に従ってベトナムに駐在員事務所や支店を持つ外国貿易業者」とされています。

また、GDCから各業界団体に発出されたオフィシャルレター4146号において、ベトナムに駐在員事務所、支店、子会社を持つ外国企業のほか、資本投資、株式または持分の購入などの経済組織設立への投資、投資プロジェクト、業務協力契約等を行う外国企業は、みなし輸出入取引の定義における「ベトナムに拠点のない外国貿易業者」ではない旨が示されています。

したがって、ベトナムに子会社を有する外国貿易事業者による取引は、ベトナムに拠点のない外国貿易業者の取引には該当しないため、上記のみなし輸出入取引のための税関手続きの対象外となると考えられます。

一方で、外国企業がベトナムに拠点を有するか否かという点について、過去には様々な解釈がなされていたことや、十分な確認がされないままみなし輸出入取引制度の活用をしている例が散見されたことから、2022年10月17日、GDCは、みなし輸出入取引制度における税関輸出入申告者は、商流上仲介する外国貿易業者がベトナムに拠点を持つかどうかを確認する責任を負う旨の見解レターを発出しました。

さらにその後、GDCは、ベトナム財務省からみなし輸出入取引制度の全体評価の実施を任命されました。この評価の結果、GDCは、2023年5月29日、ベトナム財務省宛に、08/2015/ND-CP 第35条を改正し外国貿易業者が関与するみなし輸出入取引の制度を一部廃止することを提案するオフィシャルレター2587/TCHQ-GSQL号を発行しました。

GDCにより事実上の廃止が提案されたのは、セクション1.で説明した(c)のみなし輸出入取引制度です。このGDCによる提案が政府に受け入れられれば、ベトナムに拠点を持たない外国貿易業者は、サプライチェーンの見直しや、制度変更に伴う手続きを行う必要があります。ただし、ビジネス上の混乱を避けるために、ベトナム財務省は、海外企業がベトナムに拠点を持たないという条件を満たす場合に限り、今後公布される見込みである新しい政令の施行日から1年間の移行期間を設けることも提案しています。

3. 日本企業への影響

GDCによる改正提案が受け入れられる場合、ベトナムで製造し、最終的にベトナムの顧客に販売される商品について、商流上、日本の企業が関与する形で三者間貿易を行う場合は、当該取引が製造委託契約または現地EPEとの取引スキームによる場合を除いて、今後、みなし輸出入取引制度の活用が認められなくなる可能性があります。

みなし輸出入取引の適用可否にかかる従前及びGDC提案による変更見込みは以下のとおりです。

従前ののみなし輸出入適用可否

取引スキーム	ベトナムに拠点がない日本企業	ベトナムに拠点がある日本企業
製造委託/EPE	適用可能	適用可能
上記以外の三者間取引	適用可能	適用不可 ^(注1)

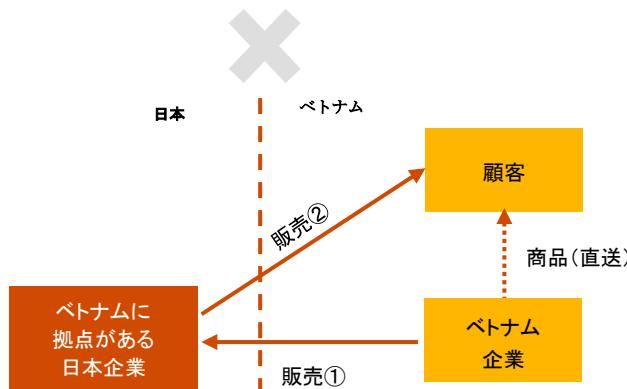
(注1) 以前からベトナムに拠点を持つ企業は、みなし輸出入取引制度から除外されていたが、実務上適用していたケースが散見された。しかし2022年10月、当局がベトナムに拠点を持つ企業は適用対象外であることを明確にした。

現在と今後ののみなし輸出入適用可否

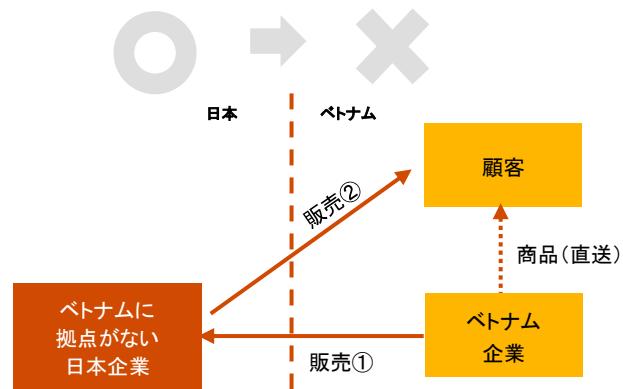
取引スキーム	ベトナムに拠点がない日本企業	ベトナムに拠点がある日本企業
製造委託/EPE	適用可能	適用可能
上記以外の三者間取引	今後適用不可になる見込み ^(注2)	適用不可

(注2) 1年間の猶予期間を設けて適用付加となる見込み。

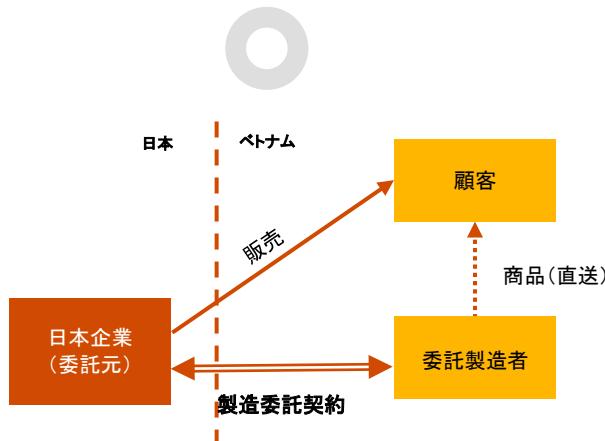
【事例1】VNに拠点がある企業による三者間取引: 適用不可



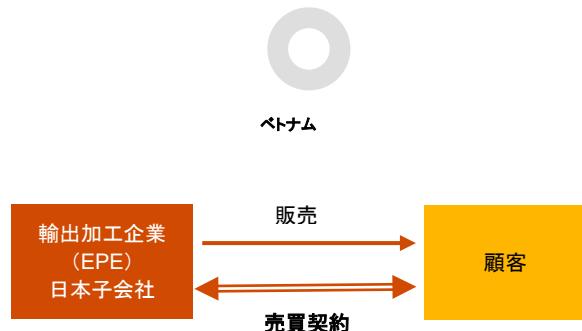
【事例2】VNに拠点がない企業による三者間取引: 移行期間後適用ができない見込み



【事例 3】委託製造による貿易:適用可能



【事例 4】EPE を活用:適用可能



GDCは、政令 08/2015/ND-CP 号第 35 条に規定されているみなし輸出入取引が廃止された場合の企業の対応策として、ベトナムに拠点のない海外企業が商流上関与する三者間取引を、ベトナム保税倉庫を活用したサプライチェーンに変更することや、ベトナム国内企業の EPE への転換を提案しています。また、GDC の提案によると、保税倉庫や EPE を使った取引ができない場合、外国貿易事業者が関与する三者間取引は、国内企業間取引と同様に扱われる見込みです。国内企業間取引と同様に扱われた場合、VAT の支払いのために、関連する日本企業はベトナムに代理人を任命する等してベトナムにおける納税義務を履行する必要が生じることも考えられるところ、みなし輸出入取引制度の一部廃止は企業に大きな影響をもたらすと予想されます。

The takeaway

ベトナム企業との三者間取引を行う日本企業は、今後発表される予定であるベトナム政府のみなし輸出入取引制度にかかる政令改正動向を注視し、関連する税関手続きおよび VAT をはじめとする税務上の影響を検証の上、事前に対応を検討することが推奨されます。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PricewaterhouseCoopers WMS Pte. Ltd.

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

Email: jp_tax_pr-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/customs

パートナー
Robert Olson

シニアマネージャー
濱田 未央

過去のニュースレターのご案内

[過去のニューレターを読む](#)

ニュースレター配信のご案内

PwC Japan グループでは、会計基準や税制、法令等に関するニュースレターを発行しております。

[配信を登録する](#)

e-learning のご案内

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コース(有料)を通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

[お申し込み・詳細](#)

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 151 カ国に及ぶグローバルネットワークに約 364,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2024 PricewaterhouseCoopers WMS Pte. Ltd. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.